

【唐津市】
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領（令和6年4月26日文科科学省）」では、教室内で主としてモバイル回線を用いている場合、必要なネットワーク速度が確保できていると判断する目安を、帯域の測定結果が2Mbps以上としている。

学校種別	学校数	必要なネットワーク速度	
		確保できている (2Mbps 以上)	確保できていない (2Mbps 以下)
小学校	31校	29校（94％）	2校（6％）
中学校	19校	15校（79％）	4校（21％）
計	50校	44校（88％）	6校（12％）

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

全校でアセスメントを実施済み。

（2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

本市はセルラーモデル端末を用いて、モバイル回線で通信を行っている。

1で必要なネットワーク速度が確保できていない学校に対しては、キャリア通信事業者に対してネットワークの改善を依頼し対応を実施する。

モバイル回線は、周辺の建築物の状況の変化によっても電波状況が変わり、ネットワーク速度に影響を与える。そのため、運用期間中においても通信不調時は、随時キャリア通信事業者に対応を依頼し、調整を実施する。

1で必要なネットワーク速度が確保できていない学校への調査、対応を実施するほか、ネットワーク速度の不備、その他通信に関する不備について、継続して対応する。

（3）ネットワークアセスメントの実施等により、すでに解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

モバイル回線の通信不調は、主に電波の入りが悪いことに起因する。そのため、施設内に外付けアンテナを設置し、室内の電波状況を改善することで対策を行う。

改善に向けた詳細なスケジュールは施設管理者と調整のうえ、現地調査、機器設置、確認を令和8年3月までに実施する。